

平成29年度

研究生 ・ 科目等履修生
募 集 要 項

社会文化科学研究科教授システム学専攻
(博士前期課程 ・ 博士後期課程)

熊 本 大 学



目次

1. 募集人員	1
2. 出願資格	1
3. 出願期間	2
4. 出願手続	3
5. 注意事項	4
6. 検定料の払込方法	4
7. 選考方法	5
8. 合格発表	5
9. 入学手続	5
10. 事前相談について	5
11. 外国人入学志願者の在留資格について	6
12. 問い合わせ先	7
○履修できる授業科目と必要とする前提授業科目	別紙添付

【個人情報の取扱いについて】

熊本大学では、出願手続の際にお知らせいただきました住所・氏名等の個人情報は、入学者選考・合格通知・入学手続等を行うために利用いたします。

お預かりした個人情報は、責任を持って管理し、目的以外の用途には使用しません。

1. 募集人員

若干名（授業・研究に支障のない範囲の人員）

2. 出願資格

◎研究生

- ・ 特殊の専門事項について、指導教員の指導の下に研究を行います。

I 出願資格

次のいずれかに該当する者又は入学までに該当見込みの者

【博士前期課程】

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学した者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 外国において、当該外国の大学における4年の課程を修了した者で、学校教育において通算15年以上の課程を修了したもの
- (13) 外国において、学校教育における12年以上の課程を修了しており、当該外国の制度等により、我が国の大学卒業に相当する学歴を授与された者、又は我が国の学士に相当する学位を授与された者

【博士後期課程】

- (1) 修士の学位又は専門職学位(以下「修士の学位等」という)を有する者
- (2) 外国において、修士の学位等に相当する学位を授与された者
- (3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位等に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位等に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位等を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

II 授業関係

1. 指導教員及び授業担当教員の承認を経て、研究に直接関係のある授業に出席することができます。
2. 在学期間終了前に、「研究成果報告書」を指導教員の確認を経て所属長に提出しなければなりません。
3. 研究成果は、教授会で審査し、願い出により業績を証明することができます。

III 在学期間等

原則として1年です。ただし、研究上の都合により研究生の在学期間の更新を希望する場合、願い出により更新を認めることがあります。

在籍期間を空けずに、引き続き同一研究課題で在学期間の更新を願い出る場合は、検定料及び入学金は不要です。

ただし、研究課題、指導教員又は研究科を変更する場合は、新たな出願として取り扱いますので、所定の検定料及び入学金が必要となります。

◎科目等履修生

- ・ 一又は複数の授業科目を受講する制度です。一般の学生と同様に、期末試験等を受けて一定以上の成績を修めた場合は、その科目の単位を修得することが可能です。

I 出願資格

次のいずれかに該当する者又は入学までに該当見込みの者

【博士前期課程】

研究生の出願資格(1)～(11)と同様です。

【博士後期課程】

研究生の出願資格(1)～(7)と同様です。

II 授業関係

1. 許可された授業科目を履修し、試験を受け、単位を修得することができます。

なお、科目等履修生として修得した単位を、教授システム学専攻の正規生として入学した際に、申請により、入学前既修得単位として認定できますが、その場合の上限は10単位です。(注:博士後期課程の自由科目については、博士後期課程の正規生として入学しても入学前既修得単位として認定されません。)

2. 履修できる授業科目

本要項添付の別紙「平成29年度科目等履修生が履修できる授業科目」のとおりです。

履修するために必要とする前提授業科目が定められている科目がありますので、注意してください。

3. 科目等履修生が履修を希望できる科目は、4月入学希望者は前学期開講科目、10月入学希望者は後学期開講科目とします。次学期以降の科目については、その後、願い出により審査のうえ、履修科目を認めるものとします。

III 在学期間等

原則として当該年度に限ります。ただし、願い出により延長を認めることがあります。

在籍期間を空けずに、引き続き科目等履修生として在学期間の延長を願い出る場合は、検定料及び入学金は不要です。

科目の受講期間について、前学期科目は平成29年9月30日(土)まで、後学期科目は平成30年3月31日(土)までです。

3. 出願期間

前学期(4月)入学 平成29年2月27日(月)～2月28日(火)17時まで(必着)

後学期(10月)入学 平成29年8月17日(木)～8月18日(金)17時まで(必着)

4. 出願手続

- ・ 持参する際の受付時間は、9時から17時までとします。
- ・ 郵送する場合は、封筒の表面に「**研究生(又は科目等履修生)入学願書在中**」と**朱書き**し、「**書留**」としてください。

[提出先] 〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40番1号
 熊本大学人文社会科学系事務課社会文化科学研究科教務担当
 (電話) 096-342-2326

提出書類等	提出該当者	摘 要
入学願書	全員	所定用紙 研究生で出願する場合は、出願前に指導教員による面接を受け、承認印をもらってください。
卒業・修了(見込)証明書	〃	最終学歴のもの(大学を卒業した者は、卒業大学とそれ以降の <u>全ての</u> 学歴の当該証明書について提出)
成績証明書	〃	最終学歴のもの(大学を卒業した者は、卒業大学とそれ以降の <u>全ての</u> 学歴の当該証明書について提出)
卒業論文等 学習・研究・業務等の 実績を示すもの	〃	今までの学習・研究・業務等の成果を取りまとめたレポート(和文3,000字程度。ただし、図表は字数に含まない。) を、 A4版の用紙を用いて提出してください。 卒業論文、著書・研究論文等の研究業績、本専攻に関連する業務報告書、作成した教材その他の制作物等が提出可能な場合は、添付してください。添付する提出物は、紙媒体を原則としますが、紙媒体に加えて電子媒体による提出も認めます。電子媒体を提出する場合の条件は、(注1)のとおりですので、厳守してください。 なお、提出物(電子媒体を含む)は、一切返却しません。
研究計画	研究生 志願者	研究計画について、A4版の用紙を用いて 1,000字程度 にまとめて提出してください。
履修計画	科目等 履修生 志願者	履修を希望する科目について、その理由を述べてください。 複数の科目の履修を希望する場合は、相互の関係についても言及してください。 A4版の用紙を用いて、 800字程度 にまとめてください。
検定料受付証明書 貼付台紙	全員	検定料:9,800円 専用払込用紙を使って、銀行の受付窓口で払い込んでください。 検定料受付証明書を貼付台紙に貼ってください。(外国からの払い込みを除く。) 外国から払い込む場合は、4ページ6-(4)-③をご参照ください。
写真(1枚)	〃	写真は縦4cm×横3cm、上半身脱帽正面向き、出願3か月以内に撮影したものを入学願書に貼ってください。
戸籍抄本	該当者	証明書の氏名が旧姓で記載されている者
履歴書	外国人 志願者	所定用紙 :学歴は、小学校入学から最終学校卒業まで
住民票の写し	〃	・外国人の志願者は市区町村長発行の在留資格及び在留期間を明記した「住民票の写し」を提出してください。 *出願者以外の世帯員については、証明不要です。 ・出願時に日本国内に在住していない者は、旅券の写しを提出してください。
身分証明書	〃	日本国外に在住している者 (外国政府公館が発行したもの又は本国の市民籍証明書)
推薦書	〃	身分証明書を提出できない者 出身大学の指導教員又はこれに準ずる者の推薦書(様式任意)
日本語又は英語の語学力を証明する書類	〃	日本語能力認定書(日本語能力試験)、日本留学試験成績通知書、TOEFL SCORE RECORD、CET等 ただし、日本の大学又は、大学院を卒業・修了した者は、提出する必要はありません。

(注1) 電子媒体を提出する場合、電子データを記録したDVD(DVD-R、DVD-RW+/-等を含む)として提出してください。その際、電子データはDVD1枚に収まる分量とし、同一内容のDVD2枚を提出すること。提出されたDVDについては、ネットワークに接続されていない下記の仕様のパーソナル・コンピュータ(PC)で、Mozilla Firefoxもしくは、Microsoft Internet Explorerにより閲覧します。提出されたDVDが下記の仕様で閲覧できない場合、閲覧するための特別の措置を取ることはありません。なお、DVDの提出に関する質問・照会には一切応じません。

Microsoft Windows Vista,
 Microsoft Internet Explorer Ver.9 (Active Script 利用可), Mozilla Firefox38,
 Adobe Acrobat Reader10, VLC media player2.2,
 Microsoft Office Standard 2010, Libre Office4.3

(注2) 提出書類(研究論文(業績)等を除く。)のうち、日本語以外の場合には、全て日本語の翻訳を添付してください。

(注3) 証明書については、オリジナルが1部しか発行されない場合で、提出後に返還を要する場合はご連絡ください。

(注4) 「卒業・修了(見込)証明書、成績証明書」について、平成29年度熊本大学大学院社会文化科学研究科教授システム学専攻博士前期・後期課程の入学試験の提出書類として提出済の場合に限り、当該書類一式を流用することを可とします。本件について流用を希望される方は、その旨を明記し(様式随意)、提出書類送付時に同封してください。

5. 注意事項

- (1) 出願書類等に不備がある場合、受理できないことがあります。
- (2) 入学後、提出書類及び記載事項に虚偽の記載が発見された場合には、入学許可を取り消すことがあります。
- (3) 提出された出願書類、入学料及び授業料は、原則として返還できません。

6. 検定料の払込方法

- (1) 検定料 9,800円
- (2) 払込期間 前学期(4月入学) 平成29年1月30日(月)～2月27日(月)
後学期(10月入学) 平成29年7月18日(火)～8月17日(木)
- (3) 払込場所
銀行の受付窓口(郵便局は不可)
振込手数料は、志願者本人の負担となります。
- (4) 払込方法
 - ① 検定料払込用紙に必要事項を記入して、必ず銀行の受付窓口(ゆうちょ銀行及びATMは使用不可)で払い込んで下さい。
 - ② 払込後、受付窓口で受領した「検定料受付証明書」を「検定料受付証明書貼付台紙」に確実に貼り付けて提出して下さい。
 - ③ 外国から振込を行う場合は、リフティングチャージにかかわる手数料2,500円も志願者負担となりますので、12,300円(振込手数料別)を振り込んでください。
その場合、専用払込用紙は使用できませんので、事前に下記連絡先にお知らせください。
[連絡先] 〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目39番1号
熊本大学運営基盤管理部財務課収入・支出チーム(収入担当)
(電話) 096-342-3176
- (5) 出願に際しての留意事項
 - ① 検定料が払い込まれていない場合又は払込済の「検定料受付証明書」を貼り付けた「検定料受付証明書貼付台紙」の提出がない場合は、出願書類を受理しません。
 - ② 次の場合を除き、いかなる理由があっても払込済の検定料は返還しません。
ア. 検定料を払い込んだが、出願しなかった場合
イ. 出願書類が不受理となった(出願書類に不備等があった又は申請科目が全て不開講となった)場合
ウ. 検定料を誤って二重に払い込んだ場合

返還請求の方法

返還請求の理由、志願者氏名(氏名の右側に押印願います)、志望大学院、現住所、郵便番号、連絡先電話番号、振込口座〔銀行名(ゆうちょ銀行を除く)、支店名、普通預金の口座番号、口座名義(ふりがなも記入ください)、志願者氏名と口座名義が異なる場合は志願者との続柄〕を明記した検定料返還請求願(様式は問わない)を作成し、必ず「検定料受付証明書」を添付して、速やかに郵送してください。

送付先 〒860-8555

熊本市中央区黒髪2丁目39番1号

熊本大学運営基盤管理部財務課収入・支出チーム(収入担当)

7. 選考方法

書面審査(提出された書類について、お尋ねすることがあります)

8. 合格発表

合格者には合格通知書を送付します。

(前学期入学者は3月上旬～中旬、後学期入学者は8月下旬～9月上旬)

9. 入学手続

入学手続の詳細については、合格通知書発送の際、説明資料を同封します。

(1) 入学手続期間

前学期(4月)入学 平成29年3月16日(木)～3月17日(金)

後学期(10月)入学 平成29年9月14日(木)～9月15日(金)

(2) 提出書類等

① 誓約書 ② 保証書 ③ 写真(1枚)・・・等(同封の説明資料に明記)

(3) 納入金

① 入学料の納入期間 前学期(4月)入学 :合格発表～平成29年3月16日(木)

後学期(10月)入学:合格発表～平成29年9月14日(木)

② 授業料の納入期限 前学期分:4月末日

後学期分:10月末日

	研究生	科目等履修生
入学料(予定額)	84,600円	28,200円
授業料(予定額)	月額:29,700円	1単位:14,800円

(注1) 入学時や在学中に授業料の改定が行われた場合は、改定時から新授業料が適用されます。

(注2) **入学した当初の月(4月又は10月)の初日以降に入学辞退等の申し出があった場合は「退学」の扱いとなります。科目等履修生は履修を許可された全授業科目分の授業料を、研究生は当該期間分の授業料を納めた上で「退学」の手続を取ることになります。**

(注3) **履修科目の開講学期当初の月(4月又は10月)の初日以降に履修する授業科目の変更や取り消しはできません。**

(注4) **入学手続期間中に入学手続きをしなかった者は、入学の辞退として取り扱います。**

10. 事前相談について

(1) 出願資格を満たすか判断できない入学志願者の事前相談について

1～2ページの出願資格を満たすか判断できない場合は以下に記載の照会先まで事前に相談してください。また、個別の入学資格審査が必要な入学志願者の手続き方法は次のとおりです。

1) 出願資格審査に必要な書類

① 出願資格審査申請書 ※[所定の用紙]

② 最終学校の卒業(修了)証明書

③ 最終学校の成績証明書

④ 履歴書 ※[所定の用紙]

⑤ 研究等従事内容証明書 ※[所定の用紙](該当する事項があれば提出してください。)

⑥ 戸籍抄本(証明書の氏名が旧姓で記載されている場合)

⑦ 返信用封筒(出願資格認定審査結果通知用)

定形封筒(長形3号)に、申請者の郵便番号・住所・氏名を明記し、362円分の切手を貼ったもの。

※①④⑤の「所定の用紙」については、以下の照会先にメールで請求してください。その際、博士前期課程・博士後期課程のどちらを希望しているか必ず明記ください。

2) 資格認定審査申請書等の受付期間

前学期(4月)入学 平成29年1月27日(金)まで

後学期(10月)入学 平成29年7月7日(金)まで

(注) 封筒の表面に「**大学院社会文化科学研究科教授システム学専攻出願資格認定審査申請書類在中**」と**朱書きし、「書留速達」で郵送**してください。持参は受け付けません。必ず郵送してください。

[照会先・提出先] 〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40番1号

熊本大学教育研究支援部人文社会科学系事務課

社会文化科学研究科教務担当

電話番号 096-342-2326

Mail jsj-daigakuin@jimu.kumamoto-u.ac.jp

(2) 身体に障がいのある入学志願者との事前相談について

身体に障がいのある入学志願者は、本学において修学上特別な配慮を必要とする場合がありますので、出願に当たっては次により事前に相談してください。

相談の時期

前学期(4月)入学 平成29年1月27日(金)まで

後学期(10月)入学 平成29年7月7日(金)まで

[連絡先] 〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40番1号

熊本大学人文社会科学系事務課 社会文化科学研究科教務担当

(電話) 096-342-2326

区分	特別措置の対象となる者
[ア]視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> 点字による教育を受けている者 良い方の目の矯正視力が0.15未満の者 両眼による視野について視能率による損失が90%以上の者 上記以外の視覚障害者
[イ]聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> 両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者 上記以外の聴覚障害者
[ウ]肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> 体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 両上肢の機能障害が著しい者 上記以外の肢体不自由者
[エ]病弱	<ul style="list-style-type: none"> 慢性の呼吸器、心臓、腎臓疾患等の状態が継続して医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者
[オ]その他	<ul style="list-style-type: none"> [ア]～[エ]の区分以外の者で特別措置を必要とする者

11. 外国人入学志願者の在留資格について

社会文化科学研究科は「通学制」の研究科ですが、教授システム学専攻はインターネットを用いた遠隔授業を行っており、教授システム学専攻に入学することにより、「出入国管理及び難民認定法」に基づく在留資格「留学」を取得することはできません。

出願にあたっては、教授システム学専攻で学習するのに支障のない在留資格をすでに取得しているか、入学後に取得できる必要があります。

詳しくは、下記の連絡先にお問い合わせください。

相談の時期

前学期(4月)入学 平成29年1月27日(金)まで

後学期(10月)入学 平成29年7月7日(金)まで

[連絡先] 〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40番1号

熊本大学人文社会科学系事務課 社会文化科学研究科教務担当

(電話) 096-342-2326

12. 問い合わせ先

その他不明な点は、下記の連絡先にお問い合わせください。

熊本大学人文社会科学系事務課 社会文化科学研究科教務担当
(電話) 096-342-2326